

令和7年1月15日

富山県知事 新 田 八 朗

- 1 随意契約に係る物品等の名称及び数量
心臓超音波診断装置 4式
- 2 契約に関する事務を担当する室課の名称及び所在地
富山県立中央病院経営管理課 富山市西長江二丁目2番78号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
令和6年11月20日
- 4 随意契約の相手方の氏名及び住所
NX・TCリース&ファイナンス株式会社富山営業所 富山市黒崎141-1
- 5 随意契約に係る契約金額
66,036,960円
- 6 契約の相手方を決定した手続
随意契約
- 7 随意契約の理由
地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の2第1項第8号

開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条の規定により許可した開発行為に関する工事が完了したので、同法第36条第3項の規定により公告する。

令和7年1月15日

富山県知事 新 田 八 朗

開発区域又は工区に含まれる地域の名称	公 共 施 設		開 発 許 可 を 受 け た 者	
	位置・区域	種 類	住 所	氏 名
砺波市太田667番1外18筆及び692番2外4筆の各一部	同 左	防火水槽	砺波市太田1892番地	サンエツ金属株式会社
射水市寺塚原399番外9筆並びに1071番及び1587番の各一部	同 左	道 路 水 路 防火水槽	射水市寺塚原415番地	ウッドリンク株式会社

土地改良区連合の役員の退任

庄川沿岸用水土地改良区連合の役員であった次の者が令和6年12月12日退任した旨届出があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和7年1月15日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	城 寶 勇	南砺市野尻野 65番地
同	橋 場 武 志	南砺市北市 167番地
同	田 中 一 夫	南砺市院瀬見 178番地
同	土居野 哲	砺波市庄川町天正 248番地
同	安 達 孝 彦	南砺市松原新 1824番地 3
同	澤 合 文 雄	高岡市醍醐 870番地
同	金 平 正	砺波市太田 1212番地
同	土 田 勤	砺波市大門 480番地
同	勘 嶋 繁 紀	高岡市戸出竹 255番地
同	横 川 達 乃	砺波市豊町二丁目 4 番18号
同	鷹 西 敏 一	砺波市鷹栖 1768番地
同	朴 木 豊 昭	砺波市宮森新 79番地
同	三 屋 勉	高岡市今泉 96番地
同	安 田 克 則	射水市殿村 204番地
同	松 岡 樹	砺波市石丸 41番地
監 事	中 澤 邦 夫	南砺市蛇喰 1200番地
同	杉 本 庄 一	砺波市中野 391番地
同	上 田 昭 二	砺波市庄川町三谷3011番地

土地改良区連合の役員の就任

庄川沿岸用水土地改良区連合の役員に次の者が令和6年12月13日就任した旨届出

があったので、土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第18項の規定により公告する。

令和7年1月15日

富山県知事 新 田 八 朗

職 名	氏 名	住 所
理 事	城 寶 勇	南砺市野尻野 65番地
同	武 部 清 志	南砺市三清西 31番地
同	安 達 孝 彦	南砺市松原新 1824番地 3
同	土居野 哲	砺波市庄川町天正 248番地
同	宮 本 博 之	南砺市北野 270番地
同	横 山 直 一	砺波市新明 48番地
同	澤 合 文 雄	高岡市醍醐 870番地
同	戸 田 保	砺波市矢木 70番地
同	前 野 久	砺波市庄川町高儀新 188番地
同	金 山 宗 雄	高岡市戸出町三丁目16番27号
同	千 田 登	高岡市上黒田 159番地
同	鷹 西 敏 一	砺波市鷹栖 1768番地
同	朴 木 豊 昭	砺波市宮森新 79番地
同	三 屋 勉	高岡市今泉 96番地
同	安 田 克 則	射水市殿村 204番地
同	桃 井 計 一	高岡市戸出光明寺 290番地
監 事	山 本 保 彦	南砺市院瀬見 133番地
同	中 島 茂 男	砺波市五郎丸 41番地
同	佐々木 章	射水市中野 620番地 1

駐車監視員資格者講習の開催

道路交通法（昭和35年法律第105号）第51条の13第1項第1号イの規定により駐車監視員資格者講習を次のとおり開催するので、確認事務の委託の手續等に関する

規則（平成16年国家公安委員会規則第23号）第6条の規定により公示する。

令和7年1月15日

富山県公安委員会委員長 竹内 登美子

1 講習の開催日時、場所

区分	日時	場所
第1日目	令和7年2月20日（木） 午前9時から午後5時20分までの間	富山市新総曲輪1番7号 富山県警察本部
第2日目	令和7年2月21日（金） 午前9時から午後5時15分までの間	
修了考査	令和7年2月27日（木） 午前10時から午前11時までの間	

2 受講手続

(1) 申込期限

令和7年2月14日（金）午後5時

(2) 申込先

〒930-8570

富山市新総曲輪1番7号

富山県警察本部交通部交通指導課

(3) 申込みに必要な書類等

ア 駐車監視員資格者講習受講申込書 1通

駐車監視員資格者講習受講申込書は、令和7年1月15日（水）から令和7年2月14日（金）まで（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までの間、富山県警察本部交通部交通指導課において交付する。

なお、富山県警察のホームページに掲載する様式の印字使用を可とする。

イ 本人の写真 1枚

受講の申込み前6か月以内に撮影した無帽、正面、上三分身、無背景で縦3.0cm横×2.4cmの大きさのもの。

ウ 受講手数料 20,000円

富山県収入証紙を申込書下部余白に貼り付けること。

3 申込方法

富山県警察本部交通部交通指導課へ2(3)の「申込みに必要な書類等」を持参又は郵送すること。

なお、郵送による場合は、書留郵便とし、令和7年2月14日（金）までに必着とすること。

4 その他

受講に当たっては、筆記用具及び受講者本人であることを確認できる身分証明書（運転免許証、パスポート等）を持参すること。

5 講習に関する問合せ先

富山県警察本部交通部交通指導課

（電話076-441-2211・内線5134、5135）

監査の結果の公表について

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第1項、第2項、第4項及び第7項の規定に基づき、令和6年11月及び12月に富山県監査委員監査基準に準拠し実施した監査の結果を、同条第9項の規定により次のとおり公表する。

令和7年1月15日

富山県監査委員	山崎	宗良
富山県監査委員	亀山	彰
富山県監査委員	田中	篤人
富山県監査委員	高橋	正樹

1 県の機関

(1) 監査対象箇所		監査年月日
地方創生局	観光振興室	令和6年11月13日
経営管理部	首都圏本部	令和6年11月8日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
土 木 部	建 設 技 術 企 画 課	令和6年11月13日
同	営 繕 課	令和6年11月13日
監 査 委 員	監 査 委 員 事 務 局	令和6年11月18日
公安委員会	総 務 課	令和6年11月7日
同	警 察 相 談 課	令和6年11月7日
同	会 計 課	令和6年11月7日
同	情 報 管 理 課	令和6年11月7日
同	警 務 課	令和6年11月7日
同	教 養 課	令和6年11月7日
同	厚 生 課	令和6年11月7日
同	監 察 官 室	令和6年11月7日
同	留 置 管 理 課	令和6年11月7日
同	生 活 安 全 企 画 課	令和6年11月7日
同	人 身 安 全 ・ 少 年 課	令和6年11月7日
同	サイバー犯罪対策課	令和6年11月7日
同	地 域 企 画 課	令和6年11月7日
同	通 信 指 令 課	令和6年11月7日
同	山 岳 安 全 課	令和6年11月7日
同	刑 事 企 画 課	令和6年11月5日
同	捜 査 第 一 課	令和6年11月5日
同	捜 査 第 二 課	令和6年11月5日
同	組 織 犯 罪 対 策 課	令和6年11月5日
同	国 際 捜 査 課	令和6年11月5日
同	鑑 識 課	令和6年11月5日

監査対象箇所		監 査 年 月 日
公安委員会	科 学 捜 査 研 究 所	令和6年11月5日
同	交 通 企 画 課	令和6年11月5日
同	交 通 指 導 課	令和6年11月5日
同	交 通 規 制 課	令和6年11月5日
同	運 転 免 許 セ ン タ ー	令和6年11月5日
同	交 通 機 動 隊	令和6年11月5日
同	高 速 道 路 交 通 警 察 隊	令和6年11月5日
同	公 安 課	令和6年11月5日
同	警 備 課	令和6年11月5日
同	機 動 隊	令和6年11月5日
同	警 察 学 校	令和6年11月7日

(注) 田中監査委員については、地方自治法第 199条の 2 の規定により、監査委員事務局に係る監査には加わっていない。

(2) 監査対象年度

令和5年度

(3) 監査結果

財務に関連する事務事業の執行等が適正かつ効率的に行われているか等について、監査対象所属から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、大方の監査対象箇所において、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

- ア 補助金の変更交付決定が必要であったのに行われていないものがあった。
- イ 支払が遅延しているものがあった。

- ウ 交通事故による損害が生じた。(2箇所)
エ 施設管理事故による損害賠償があった。(2箇所)
オ 装備品にかかる盗難があった。
カ 車両の損傷による損害賠償があった。

2 財政的援助団体等

(1) 監査対象箇所

監査年月日

万葉線株式会社	令和6年12月13日
あいの風とやま鉄道株式会社	令和6年11月22日
立山貫光ターミナル株式会社	令和6年11月25日
公益財団法人富山県スポーツ協会	令和6年11月21日
公益財団法人富山県新世紀産業機構	令和6年12月13日
公益財団法人花と緑の銀行	令和6年11月28日
公益財団法人伏木富山港・海王丸財団	令和6年11月28日
公益財団法人富山県民福祉公園	令和6年12月16日
株式会社日本ビルサービス	令和6年12月11日
株式会社東洋サービス北陸	令和6年11月27日

(注) 高橋監査委員については、地方自治法第199条の2の規定により、万葉線株式会社に係る監査には加わっていない。

(2) 監査対象年度

令和5年度

(3) 監査結果

財政的援助等に係る出納その他の事務の執行が適正かつ効率的に行われているか、また、その財政的援助等により所期の目的が達成されているかについて、監査対象団体から資料の提出を求め、その内容を確認するなどの方法により監査したところ、おおむね適正に行われていると認められたが、一部において次

のとおり留意改善すべき事項があったので、今後、一層適正な執行に努められたい。

<<注意事項>>

ア 再委託の承認について、契約書に違反しているものがあつた。
